明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（総務四一九）　一
○史跡に指定する件（文部科学一四〇）　三
○名勝に指定する件（同一四一）　五
○天然記念物に指定する件（同一四二）　六
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四三）　三
○史跡に地域を追加して指定する件（同一四四）　一五
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四五）　一五
○記念物を登録記念物に登録する件（同一四六、一四七）　一六
○登録記念物に地域を追加して登録する件（同一四八）　一六
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同一四九）　一七
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同一五〇）　一七
○農薬を登録した件　一七
（農林水産一八一六～一八一八）
○農薬を再登録した件（同一八一九）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所　二一
特殊法人等　二一
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記、日本放送協会落札者等、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二一
地方公共団体　二四
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二四
会社その他　二六
会社決算公告　二六

告示

○総務省告示第四百十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、平成二十三年十月一日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第四百五十四号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、平成二十三年九月二十一日　平成二十三年九月三十日限りで廃止する。

総務大臣　川端　達夫

総務大臣が指定する周波数は、次の表の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる周波数とする。

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、818MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注1）、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,513MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注2）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
二の項に掲げる区域	818MHzを超え843MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注1）、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注2）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
三の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、818MHzを超え843MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,513MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
四の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、818MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
五の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、818MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
六の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、818MHzを超え843MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注1）、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,513MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
七の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、818MHzを超え843MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,513MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数